

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p>	<p>変更なし</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者^{※3} ※※ → 所長</p> <p>原子力発電 保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者^{※3}</p> <p>業務統括室</p> <p>資材グループ 労務人事グループ</p> <p>セキュリティ管理部</p> <p>核セキュリティ運営管理グループ 核セキュリティ施設運用グループ サイバーセキュリティグループ</p> <p>汚染水対策プログラム部</p> <p>プール燃料取り出しプログラム部</p> <p>燃料デブリ取り出しプログラム部</p> <p>廃棄物対策プログラム部</p> <p>敷地全般管理・対応プログラム部</p> <p>計画・設計センター</p> <p>機械技術グループ 電気技術グループ 配電・電路グループ 計装技術グループ 通信システムグループ 土木基盤技術グループ 土木水対策技術グループ 建築保守技術グループ 建築建設技術グループ</p> <p>※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>(中略)</p>	<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者^{※3} ※※ → 所長</p> <p>原子力発電 保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者^{※3}</p> <p>業務統括室</p> <p>資材グループ 労務人事グループ</p> <p>セキュリティ管理部</p> <p>核セキュリティ運営管理グループ 核セキュリティ施設運用グループ サイバーセキュリティグループ</p> <p>汚染水対策プログラム部</p> <p>プール燃料取り出しプログラム部</p> <p>燃料デブリ取り出しプログラム部</p> <p>廃棄物対策プログラム部</p> <p>敷地全般管理・対応プログラム部</p> <p>計画・設計センター</p> <p>機械技術グループ 電気技術グループ 計装技術グループ 通信システムグループ 土木基盤技術グループ 土木水対策技術グループ 建築保守技術グループ 建築建設技術グループ</p> <p>※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>(中略)</p>	<p>配電・電路グループ体制変更に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(9) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p><u>(12) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(5) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設及びゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。<u>廃炉安全・品質室に置かれるグループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。</u></p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) 廃炉安全・品質室は、原子力安全及び品質保証体系の総括並びに不適合管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(9) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p><u>(10) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の<u>各部・室・センターの職務は次のとおり。各部・室・センターに置かれる各グループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。</u>なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 業務統括室は、調達及び要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理及び設備の運用並びにサイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、<u>ゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</u></u></p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(8) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備</u>、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備</u>のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）</u>、<u>使用済燃料プールからの燃料取り出し設備</u>、その他安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備</u>の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備及び3号機原子炉格納容器内取水設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（<u>共用機械設備GMが所管する業務を除く。</u>）を行う。</p> <p>(10) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、<u>放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設</u>、放射性物質分析・研究施設第1棟及び第2棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型廃棄物保管庫における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（<u>各プログラム部長が所管する業務を除く。</u>）を行う。</p> <p>(12) 機械技術グループは、<u>機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p> <p>(13) 電気技術グループは、<u>電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p> <p>(14) 配電・電路グループは、<u>構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務</u>を行う。</p> <p>(15) 計装技術グループは、<u>計装設備の設計に関する業務</u>を行う。</p> <p>(16) 通信システムグループは、<u>通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務</u>を行う。</p> <p>(17) 土木基盤技術グループは、<u>土木設備の設計に関する業務（土木基盤技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p> <p>(18) 土木水対策技術グループは、<u>1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務</u>を行う。</p> <p>(19) 建築保守技術グループは、<u>既設建築設備に係る設計に関する業務</u>を行う。</p> <p>(20) 建築建設技術グループは、<u>新設建築設備に係る設計に関する業務</u>を行う。</p> <p>(21) 1～4号当直は、<u>1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p> <p>(22) 5・6号当直は、<u>5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p>	<p>(5) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備</u>のプロジェクトの計画及び管理並びに<u>1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備、使用済燃料共用プール設備</u>の燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料プールからの燃料取り出し設備</u>、その他安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に係る機械設備、建築設備</u>の設計、建設・設置、<u>保守管理及び運転管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(6) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（<u>ろ過水タンク、純水タンク、原水地下タンクに係る機械設備の保守管理に関する業務を除く。</u>）、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備、3号機原子炉格納容器内取水設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、<u>放射性固体廃棄物等の管理施設等</u>、放射性物質分析・研究施設、<u>大型廃棄物保管庫</u>のプロジェクトの計画及び管理並びに<u>放射性物質分析・研究施設の設計及び建設・設置の統括管理</u>に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設（<u>サイトバンカを除く。</u>）、<u>大型廃棄物保管庫の運転管理</u>並びに<u>放射性固体廃棄物等の管理施設</u>、<u>大型廃棄物保管庫の放射性固体廃棄物等</u>の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。（<u>プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。</u>）</p> <p>(9) 計画・設計センターは、<u>1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備、電気設備、計装設備、土木設備、建築設備の設計に関する業務</u>を行う。（<u>プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。</u>）</p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(23) <u>水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）及びALPS処理水希釈放出設備の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(24) <u>運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) <u>作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡視点検、定例試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。</u></p> <p>(26) <u>保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(27) <u>1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(28) <u>共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(29) <u>電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(30) <u>電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(31) <u>燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(32) <u>水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、3号機原子炉格納容器内取水設備、ALPS処理水希釈放出設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟及び第2棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(33) <u>土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木基盤設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p>	<p>(10) <u>運用部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の運転管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、廃棄物対策プログラム部、土木部、水処理センターが所管する業務を除く。）</u></p> <p>(11) <u>機械部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、水処理センターが所管する業務を除く。）</u></p> <p>(12) <u>電気・計装部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る電気設備、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。）</u></p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(34) <u>土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(35) <u>建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(36) <u>建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(37) <u>保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(38) <u>放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。</u></p> <p>(39) <u>放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(40) <u>分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理、放射性物質分析・研究施設第1棟及び第2棟の運用並びに保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(41) <u>労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(42) <u>原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</u></p> <p>(43) <u>水処理総括グループは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びに多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化处理した水（以下、ALPS処理水という。）の移送及び放出の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(44) <u>水処理設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等の新設に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</u></p> <p>(45) <u>水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びにALPS処理水の移送及び放出の運転計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(46) <u>地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理並びに油処理装置及びゼオライト土嚢等処理設備に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GM及び水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>(13) <u>土木部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（水処理センターが所管する業務を除く。）また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備に限る。）の運転管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) <u>建築部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る建築設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。）</u></p> <p>(15) <u>放射線・環境部は、放射線管理、液体・気体放射性廃棄物管理、放射能・化学分析等、放射性物質分析・研究施設の保安管理の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射線管理関係設備等（モニタリングポストに限る。）の設計、建設・設置、保守管理並びに分析設備等の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(16) <u>防災安全部は、防災安全及び原子力防災の総括に関する業務を行う。</u></p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(47) 滞留水処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GM、地下水対策設備GM、多核種除去設備GM及び貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(48) 多核種除去設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（使用済セシウム吸着塔保管施設）及び多核種除去設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(49) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）、雨水処理設備等及びALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理並びに雨水処理設備等に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(17) 水処理センターは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理、貯留及び多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水の移送、貯留、放出の運転計画、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等、ALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理、ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備に限る。）に係る土木設備の保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ゼオライト土嚢等処理設備、その他安全確保設備等のうち、油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理並びにモバイル型ストロンチウム除去装置等、第二モバイル型ストロンチウム除去装置等、放水路浄化設備（計装設備を除く。）に係る機械設備、電気設備、計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																														
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、安全確保設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 安全確保設備等の運用に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-2</p> <table border="1" data-bbox="92 621 1154 1379"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第16条 (地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第31条 (運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第32条 (保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第82条 (報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第2号から第7号、第9号から第11号及び第13号から第15号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条 文	内 容	第16条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第31条 (運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第32条 (保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第82条 (報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第2号から第7号、第9号から第11号及び第13号から第15号に定める報告事象が生じた場合	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、安全確保設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 安全確保設備等の運用に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-2</p> <table border="1" data-bbox="1314 621 2377 1428"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第16条 (地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第31条 (施設運用上の基準を満足しない場合)</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第32条 (保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第82条 (報告)</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第2号から第7号、第9号から第11号及び第13号から第15号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条 文	内 容	第16条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第31条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第32条 (保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合	第82条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第2号から第7号、第9号から第11号及び第13号から第15号に定める報告事象が生じた場合	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
条 文	内 容																															
第16条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																															
第31条 (運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																															
	運転上の制限を満足していると判断した場合																															
第32条 (保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																															
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																															
第82条 (報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																															
	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合																															
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																															
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第2号から第7号、第9号から第11号及び第13号から第15号に定める報告事象が生じた場合																															
条 文	内 容																															
第16条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																															
第31条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																															
	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																															
第32条 (保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																															
	施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合																															
第82条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																															
	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合																															
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																															
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第2号から第7号、第9号から第11号及び第13号から第15号に定める報告事象が生じた場合																															

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(構成及び定義) 第11条 第3節(第30条から第33条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項: <u>運転上の制限</u> (2) 第2項: <u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項: <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合^{*1}に要求される措置</p> <p>※1: <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、<u>運転上の制限</u>を満足していないと各GM^{*2}が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず<u>運転上の制限</u>を満足していないと各GM^{*2}が判断した場合 ※2: 各GMが不在で<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断できない場合は、当直長が<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。</p>	<p>(構成及び定義) 第11条 第3節(第30条から第33条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項: <u>施設運用上の基準</u> (2) 第2項: <u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項: <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合^{*1}に要求される措置</p> <p>※1: <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと各GM^{*2}が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと各GM^{*2}が判断した場合 ※2: 各GMが不在で<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断できない場合は、当直長が<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変更前		変更後		変更理由
2. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。		2. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。		
安全確保設備等	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」を受け、本実施計画「Ⅱ. 1 設計、設備について考慮すべき事項」に係る以下の設備等をいう。 (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等の監視等 (4) 不活性雰囲気維持 (5) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (6) 電源の確保 (7) 電源喪失に対する設計上の考慮 (8) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (12) 作業員の被ばく線量の管理等 (13) 緊急時対策	安全確保設備等	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」を受け、本実施計画「Ⅱ. 1 設計、設備について考慮すべき事項」に係る以下の設備等をいう。 (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等の監視等 (4) 不活性雰囲気維持 (5) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (6) 電源の確保 (7) 電源喪失に対する設計上の考慮 (8) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (12) 作業員の被ばく線量の管理等 (13) 緊急時対策	
速やかに	第4章運転管理第3節 <u>運転上の制限</u> において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する ^{※3} 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。	速やかに	第4章運転管理第3節 <u>施設運用上の基準</u> において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する ^{※3} 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。	1 F 規則改正に伴う記載の適正化
直ちに	第4章運転管理第3節 <u>運転上の制限</u> において「直ちに」とは、本実施計画「Ⅱ. 2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画」の「異常時（臨界時）の評価」において想定する事象を引き起こす可能性がないと判断し得る、十分短い時間で実施することを意味する。	直ちに	第4章運転管理第3節 <u>施設運用上の基準</u> において「直ちに」とは、本実施計画「Ⅱ. 2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画」の「異常時（臨界時）の評価」において想定する事象を引き起こす可能性がないと判断し得る、十分短い時間で実施することを意味する。	
当直長	第11条、第12条、第15条、第32条及び第33条における「当直長」とは、1～4号当直及び水処理当直の当直長をいい、第26条、第26条の2、第27条及び第40条の2における「当直長」とは、水処理当直の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文における「当直長」とは、1～4号当直の当直長をいう。	当直長	第11条、第12条、第15条、第32条及び第33条における「当直長」とは、1～4号当直及び水処理当直の当直長をいい、第26条、第26条の2、第27条及び第40条の2における「当直長」とは、水処理当直の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文における「当直長」とは、1～4号当直の当直長をいう。	
(中略)		(中略)		
建屋に貯留する滞留水	本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する滞留水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。	建屋に貯留する滞留水	本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する滞留水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。	
(中略)		(中略)		

変更前	変更後	変更理由																								
<p>第3節 <u>運転上の制限</u></p> <p>(原子炉注水系)</p> <p>第18条 原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系^{*1}は表18-1に定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転中の原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する<u>運転上の制限</u>を満足しないとはみなさない。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子炉注水系が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める<u>運転上の制限</u>（原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を除く）を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。また、安全・リスク管理GMは、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表18-1</p> <table border="1" data-bbox="83 1031 1169 1285"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部温度</td> <td>80℃以下^{*2}</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向^{*2}がないこと</td> </tr> <tr> <td>運転中の原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること^{*3}</td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td>3.0m³/h以下^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉压力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全・リスク管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には<u>運転上の制限</u>を満足していないとはみなさない。</p> <p>(中略)</p>	項目	<u>運転上の制限</u>	原子炉压力容器底部温度	80℃以下 ^{*2}	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{*2} がないこと	運転中の原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{*3}	任意の24時間あたりの注水量増加幅	3.0m ³ /h以下 ^{*4}	<p>第3節 <u>施設運用上の基準</u></p> <p>(原子炉注水系)</p> <p>第18条 原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系^{*1}は表18-1に定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転中の原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する<u>施設運用上の基準</u>を満足しないとはみなさない。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子炉注水系が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>（原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を除く）を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。また、安全・リスク管理GMは、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表18-1</p> <table border="1" data-bbox="1305 1031 2392 1285"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部温度</td> <td>80℃以下^{*2}</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向^{*2}がないこと</td> </tr> <tr> <td>運転中の原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること^{*3}</td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td>3.0m³/h以下^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉压力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全・リスク管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には<u>施設運用上の基準</u>を満足していないとはみなさない。</p> <p>(中略)</p>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	原子炉压力容器底部温度	80℃以下 ^{*2}	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{*2} がないこと	運転中の原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{*3}	任意の24時間あたりの注水量増加幅	3.0m ³ /h以下 ^{*4}	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																									
原子炉压力容器底部温度	80℃以下 ^{*2}																									
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{*2} がないこと																									
運転中の原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																									
待機中の原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{*3}																									
任意の24時間あたりの注水量増加幅	3.0m ³ /h以下 ^{*4}																									
項目	<u>施設運用上の基準</u>																									
原子炉压力容器底部温度	80℃以下 ^{*2}																									
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{*2} がないこと																									
運転中の原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																									
待機中の原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{*3}																									
任意の24時間あたりの注水量増加幅	3.0m ³ /h以下 ^{*4}																									

変更前			変更後			変更理由																														
<p>表18-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置※5</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該温度について<u>運転上の制限</u>を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 運転中の原子炉注水系が<u>運転上の制限</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合</td> <td>C1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置※5	完了時間	A. 原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 当該温度について <u>運転上の制限</u> を満足させる措置を開始する。	速やかに	B. 運転中の原子炉注水系が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	B1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。	速やかに	C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合	C1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>表18-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置※5</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該温度について<u>施設運用上の基準</u>を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 運転中の原子炉注水系が<u>施設運用上の基準</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合</td> <td>C1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置※5	完了時間	A. 原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 当該温度について <u>施設運用上の基準</u> を満足させる措置を開始する。	速やかに	B. 運転中の原子炉注水系が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	B1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。	速やかに	C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合	C1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
条件	要求される措置※5	完了時間																																		
A. 原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 当該温度について <u>運転上の制限</u> を満足させる措置を開始する。	速やかに																																		
B. 運転中の原子炉注水系が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	B1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。	速やかに																																		
C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合	C1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																		
D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																		
条件	要求される措置※5	完了時間																																		
A. 原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 当該温度について <u>施設運用上の基準</u> を満足させる措置を開始する。	速やかに																																		
B. 運転中の原子炉注水系が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	B1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。	速やかに																																		
C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合	C1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																		
D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																		
<p>※5：要求される措置として注水量を増加させる場合は、任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限とせず、注水量を元に戻すことを優先し、注水量の増加後に未臨界であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>			<p>※5：要求される措置として注水量を増加させる場合は、任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限とせず、注水量を元に戻すことを優先し、注水量の増加後に未臨界であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>																																	

変更前	変更後	変更理由																														
<p>(使用済燃料プールの水位及び水温)</p> <p>第20条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表20-1で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。ただし、使用済燃料プールの水温については、3号炉及び4号炉を除く。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済燃料プールの水温が65℃以下（1号炉は60℃以下）であることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65℃以下（1号炉は60℃以下）であることを評価する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、1～6号機械設備GMに報告し、1～6号機械設備GMは表20-2の措置を講じる。</p> <p>表20-1</p> <table border="1" data-bbox="94 1066 1157 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>65℃以下（1号炉は60℃以下）</td> </tr> </tbody> </table> <p>表20-2</p> <table border="1" data-bbox="83 1285 1169 1782"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プールの水位が<u>運転上の制限</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料プールの温度が<u>運転上の制限</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>運転上の制限</u>	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	65℃以下（1号炉は60℃以下）	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プールの水位が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに	B. 使用済燃料プールの温度が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料プールの水位及び水温)</p> <p>第20条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表20-1で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。ただし、使用済燃料プールの水温については、3号炉及び4号炉を除く。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済燃料プールの水温が65℃以下（1号炉は60℃以下）であることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65℃以下（1号炉は60℃以下）であることを評価する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、1～6号機械設備GMに報告し、1～6号機械設備GMは表20-2の措置を講じる。</p> <p>表20-1</p> <table border="1" data-bbox="1314 1066 2377 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>65℃以下（1号炉は60℃以下）</td> </tr> </tbody> </table> <p>表20-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 1285 2389 1782"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プールの水位が<u>施設運用上の基準</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料プールの温度が<u>施設運用上の基準</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	65℃以下（1号炉は60℃以下）	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プールの水位が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに	B. 使用済燃料プールの温度が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																															
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																															
使用済燃料プールの水温	65℃以下（1号炉は60℃以下）																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 使用済燃料プールの水位が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに																														
B. 使用済燃料プールの温度が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに																														
項目	<u>施設運用上の基準</u>																															
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																															
使用済燃料プールの水温	65℃以下（1号炉は60℃以下）																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 使用済燃料プールの水位が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに																														
B. 使用済燃料プールの温度が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに																														

変更前	変更後	変更理由																														
<p>(使用済燃料共用プールの水位及び水温) 第21条 使用済燃料共用プールの水位及び水温は、表21-1で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料共用プールの水位及び水温が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料共用プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料共用プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料共用プールの水位又は水温が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表21-2の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <table border="1" data-bbox="94 655 976 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-2</p> <table border="1" data-bbox="80 846 1169 1224"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料共用プールの水位が<u>運転上の制限</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料共用プールの水温が<u>運転上の制限</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>運転上の制限</u>	使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料共用プールの水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料共用プールの水位が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに	B. 使用済燃料共用プールの水温が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料共用プールの水位及び水温) 第21条 使用済燃料共用プールの水位及び水温は、表21-1で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料共用プールの水位及び水温が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料共用プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料共用プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料共用プールの水位又は水温が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表21-2の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <table border="1" data-bbox="1317 655 2199 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 846 2392 1224"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料共用プールの水位が<u>施設運用上の基準</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料共用プールの水温が<u>施設運用上の基準</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料共用プールの水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料共用プールの水位が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに	B. 使用済燃料共用プールの水温が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																															
使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																															
使用済燃料共用プールの水温	65℃以下																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 使用済燃料共用プールの水位が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに																														
B. 使用済燃料共用プールの水温が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに																														
項目	<u>施設運用上の基準</u>																															
使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																															
使用済燃料共用プールの水温	65℃以下																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 使用済燃料共用プールの水位が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに																														
B. 使用済燃料共用プールの水温が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに																														

変更前	変更後	変更理由																				
<p>(使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えい監視) 第22条 使用済燃料プール一次系系統は、表22-1で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料プール一次系系統が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。なお、漏えいのおそれがあると判断した場合（漏えい警報及びスキマサージタンクの水位低下傾向により確認が出来ない場合を含む）には、巡視等により建屋外への漏えいがないことを確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、1～6号機械設備GMに報告し、1～6号機械設備GMは表22-2の措置を講じる。</p> <p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="94 724 1157 850"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール一次系系統</td> <td>一次系系統水の建屋外への漏えい※1がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：一次系系統から二次系系統への漏えいが生じた場合において、漏えいが二次系系統内に留まっている場合は、建屋外への漏えいとはみなさない。</p> <p>表22-2</p> <table border="1" data-bbox="83 991 1169 1161"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プール一次系系統が<u>運転上の制限</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 一次系系統水の建屋外への漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>運転上の制限</u>	使用済燃料プール一次系系統	一次系系統水の建屋外への漏えい※1がないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プール一次系系統が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	A1. 一次系系統水の建屋外への漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えい監視) 第22条 使用済燃料プール一次系系統は、表22-1で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料プール一次系系統が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。なお、漏えいのおそれがあると判断した場合（漏えい警報及びスキマサージタンクの水位低下傾向により確認が出来ない場合を含む）には、巡視等により建屋外への漏えいがないことを確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、1～6号機械設備GMに報告し、1～6号機械設備GMは表22-2の措置を講じる。</p> <p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="1314 724 2377 850"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール一次系系統</td> <td>一次系系統水の建屋外への漏えい※1がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：一次系系統から二次系系統への漏えいが生じた場合において、漏えいが二次系系統内に留まっている場合は、建屋外への漏えいとはみなさない。</p> <p>表22-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 991 2389 1161"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プール一次系系統が<u>施設運用上の基準</u>を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 一次系系統水の建屋外への漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	使用済燃料プール一次系系統	一次系系統水の建屋外への漏えい※1がないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プール一次系系統が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	A1. 一次系系統水の建屋外への漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																					
使用済燃料プール一次系系統	一次系系統水の建屋外への漏えい※1がないこと																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 使用済燃料プール一次系系統が <u>運転上の制限</u> を満足しないと判断した場合	A1. 一次系系統水の建屋外への漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに																				
項目	<u>施設運用上の基準</u>																					
使用済燃料プール一次系系統	一次系系統水の建屋外への漏えい※1がないこと																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 使用済燃料プール一次系系統が <u>施設運用上の基準</u> を満足しないと判断した場合	A1. 一次系系統水の建屋外への漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに																				

変更前	変更後	変更理由								
<p>(ほう酸水注入設備) 第23条 原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表23-1で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。ただし、以下の期間は、<u>運転上の制限</u>を満足しないとはみなさない。 (1) ほう酸水の注入準備から、注入後の表23-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表23-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。</p> <p>2. ほう酸水注入設備が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 分析評価GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ほう酸水注入設備が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表23-2の措置を講じる。</p> <p>表23-1</p> <table border="1" data-bbox="112 793 1133 898"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入設備</td> <td>ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	<u>運転上の制限</u>	ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあること	<p>(ほう酸水注入設備) 第23条 原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表23-1で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。ただし、以下の期間は、<u>施設運用上の基準</u>を満足しないとはみなさない。 (1) ほう酸水の注入準備から、注入後の表23-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表23-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。</p> <p>2. ほう酸水注入設備が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 分析評価GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ほう酸水注入設備が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表23-2の措置を講じる。</p> <p>表23-1</p> <table border="1" data-bbox="1341 793 2362 898"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入設備</td> <td>ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあること	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>									
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあること									
項目	<u>施設運用上の基準</u>									
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1, 2の範囲内にあること									

変更前	変更後	変更理由																																				
<p>(未臨界監視) 第24条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表24-1で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器に対する<u>運転上の制限</u>を満足しないとはみなさない。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度又は原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表24-2の措置を講じる。</p> <p>表24-1</p> <table border="1" data-bbox="133 856 1151 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm³以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器^{※1}</td> <td>1チャンネルが動作可能であること^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断し、表24-2 B1を実施している間は、表24-1「短半減期核種の放射能濃度」に関する<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断しなくてもよい。なお、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、速やかに第2項(1)の確認を実施する。</p> <p>※2：動作可能であることとは、原子炉格納容器内のガスが原子炉格納容器ガス管理設備内に通気され、短半減期核種の放射能濃度が監視可能であることをいう。</p> <p>表24-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1339 1193 1936"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 短半減期核種の放射能濃度が<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td> <td>B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 及び B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに その後 1時間に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合</td> <td>C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>運転上の制限</u>	短半減期核種の放射能濃度	キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm ³ 以下であること	原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器 ^{※1}	1チャンネルが動作可能であること ^{※2}	条件	要求される措置	完了時間	A. 短半減期核種の放射能濃度が <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 及び B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回	C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	<p>(未臨界監視) 第24条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表24-1で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器に対する<u>施設運用上の基準</u>を満足しないとはみなさない。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度又は原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表24-2の措置を講じる。</p> <p>表24-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 856 2377 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm³以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器^{※1}</td> <td>1チャンネルが動作可能であること^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断し、表24-2 B1を実施している間は、表24-1「短半減期核種の放射能濃度」に関する<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断しなくてもよい。なお、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、速やかに第2項(1)の確認を実施する。</p> <p>※2：動作可能であることとは、原子炉格納容器内のガスが原子炉格納容器ガス管理設備内に通気され、短半減期核種の放射能濃度が監視可能であることをいう。</p> <p>表24-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1339 2418 1936"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 短半減期核種の放射能濃度が<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td> <td>B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 及び B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに その後 1時間に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合</td> <td>C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	短半減期核種の放射能濃度	キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm ³ 以下であること	原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器 ^{※1}	1チャンネルが動作可能であること ^{※2}	条件	要求される措置	完了時間	A. 短半減期核種の放射能濃度が <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 及び B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回	C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																																					
短半減期核種の放射能濃度	キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm ³ 以下であること																																					
原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器 ^{※1}	1チャンネルが動作可能であること ^{※2}																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 短半減期核種の放射能濃度が <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																																				
B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 及び B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回																																				
C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																																				
項目	<u>施設運用上の基準</u>																																					
短半減期核種の放射能濃度	キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm ³ 以下であること																																					
原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器 ^{※1}	1チャンネルが動作可能であること ^{※2}																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 短半減期核種の放射能濃度が <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																																				
B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 及び B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回																																				
C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																																				

変更前	変更後	変更理由																				
<p>(格納容器内水素濃度) 第25条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、格納容器内水素濃度は表25-1で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。なお、本条文は1号炉，2号炉及び3号炉のみ適用される。</p> <p>2. 格納容器内水素濃度が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 安全・リスク管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表25-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する^{※1}。</p> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。 ①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。 ②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。 ③安全・リスク管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。 ④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表25-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。 ⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内水素濃度が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じる。</p> <p>表25-1</p> <table border="1" data-bbox="94 1165 1157 1276"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内水素濃度</td> <td>2.5%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表25-2</p> <table border="1" data-bbox="94 1344 1157 1518"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器内水素濃度が<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>運転上の制限</u>	格納容器内水素濃度	2.5%以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器内水素濃度が <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>(格納容器内水素濃度) 第25条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、格納容器内水素濃度は表25-1で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。なお、本条文は1号炉，2号炉及び3号炉のみ適用される。</p> <p>2. 格納容器内水素濃度が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 安全・リスク管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表25-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する^{※1}。</p> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。 ①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。 ②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。 ③安全・リスク管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。 ④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表25-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。 ⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内水素濃度が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じる。</p> <p>表25-1</p> <table border="1" data-bbox="1314 1165 2377 1276"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内水素濃度</td> <td>2.5%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表25-2</p> <table border="1" data-bbox="1314 1344 2377 1518"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器内水素濃度が<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	格納容器内水素濃度	2.5%以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器内水素濃度が <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																					
格納容器内水素濃度	2.5%以下																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 格納容器内水素濃度が <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																				
項目	<u>施設運用上の基準</u>																					
格納容器内水素濃度	2.5%以下																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 格納容器内水素濃度が <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																				

変更前	変更後	変更理由																																																
<p>(建屋に貯留する滞留水) 第26条 建屋に貯留する滞留水は、表26-1及び表26-2に定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。また、建屋近傍のサブドレン水は、表26-3に定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。</p> <p>2. 建屋に貯留する滞留水、建屋近傍のサブドレン水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 当直長は、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表26-4の措置を講じる。</p> <p>表26-1</p> <table border="1" data-bbox="83 688 1160 869"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉のタービン建屋の滞留水水位</td> <td>T.P. 2, 064mm 以下</td> </tr> <tr> <td>3号炉のタービン建屋の滞留水水位</td> <td>T.P. 2, 064mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td> <td>T.P. 4, 238mm 以下</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td> <td>T.P. 2, 754mm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表26-2</p> <table border="1" data-bbox="83 936 1160 1272"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位</td> <td rowspan="5">各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位</td> </tr> <tr> <td>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位</td> </tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td> </tr> </tbody> </table> <p>表26-3</p> <table border="1" data-bbox="83 1339 1160 1598"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td> <td rowspan="3">放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm³ 以下であること</td> </tr> <tr> <td>プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	<u>運転上の制限</u>	2号炉のタービン建屋の滞留水水位	T.P. 2, 064mm 以下	3号炉のタービン建屋の滞留水水位	T.P. 2, 064mm 以下	プロセス主建屋の滞留水水位	T.P. 4, 238mm 以下	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	T.P. 2, 754mm 以下	項目	<u>運転上の制限</u>	1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと	1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位	1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位	プロセス主建屋の滞留水水位	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	項目	<u>運転上の制限</u>	1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm ³ 以下であること	プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	<p>(建屋に貯留する滞留水) 第26条 建屋に貯留する滞留水は、表26-1及び表26-2に定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。また、建屋近傍のサブドレン水は、表26-3に定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。</p> <p>2. 建屋に貯留する滞留水、建屋近傍のサブドレン水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 当直長は、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表26-4の措置を講じる。</p> <p>表26-1</p> <table border="1" data-bbox="1302 688 2380 869"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉のタービン建屋の滞留水水位</td> <td>T.P. 2, 064mm 以下</td> </tr> <tr> <td>3号炉のタービン建屋の滞留水水位</td> <td>T.P. 2, 064mm 以下</td> </tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td> <td>T.P. 4, 238mm 以下</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td> <td>T.P. 2, 754mm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表26-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 936 2380 1272"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位</td> <td rowspan="5">各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位</td> </tr> <tr> <td>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位</td> </tr> <tr> <td>プロセス主建屋の滞留水水位</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位</td> </tr> </tbody> </table> <p>表26-3</p> <table border="1" data-bbox="1302 1339 2380 1583"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td> <td rowspan="3">放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm³ 以下であること</td> </tr> <tr> <td>プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	2号炉のタービン建屋の滞留水水位	T.P. 2, 064mm 以下	3号炉のタービン建屋の滞留水水位	T.P. 2, 064mm 以下	プロセス主建屋の滞留水水位	T.P. 4, 238mm 以下	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	T.P. 2, 754mm 以下	項目	<u>施設運用上の基準</u>	1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと	1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位	1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位	プロセス主建屋の滞留水水位	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	項目	<u>施設運用上の基準</u>	1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm ³ 以下であること	プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																																																	
2号炉のタービン建屋の滞留水水位	T.P. 2, 064mm 以下																																																	
3号炉のタービン建屋の滞留水水位	T.P. 2, 064mm 以下																																																	
プロセス主建屋の滞留水水位	T.P. 4, 238mm 以下																																																	
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	T.P. 2, 754mm 以下																																																	
項目	<u>運転上の制限</u>																																																	
1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと																																																	
1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位																																																		
1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位																																																		
プロセス主建屋の滞留水水位																																																		
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位																																																		
項目	<u>運転上の制限</u>																																																	
1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm ³ 以下であること																																																	
プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																																																		
雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																																																		
項目	<u>施設運用上の基準</u>																																																	
2号炉のタービン建屋の滞留水水位	T.P. 2, 064mm 以下																																																	
3号炉のタービン建屋の滞留水水位	T.P. 2, 064mm 以下																																																	
プロセス主建屋の滞留水水位	T.P. 4, 238mm 以下																																																	
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	T.P. 2, 754mm 以下																																																	
項目	<u>施設運用上の基準</u>																																																	
1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと																																																	
1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉原子炉建屋の滞留水水位																																																		
1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉廃棄物処理建屋の滞留水水位																																																		
プロセス主建屋の滞留水水位																																																		
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位																																																		
項目	<u>施設運用上の基準</u>																																																	
1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉タービン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度	放射能濃度が 1.0×10^2 Bq/cm ³ 以下であること																																																	
プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																																																		
雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度																																																		

変更前	変更後	変更理由																				
<p>(水位安定エリアに貯留する滞留水) 第26条の2 水位安定エリアに貯留する滞留水は、表26の2-1に定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。</p> <p>2. 水位安定エリアに貯留する滞留水を管理するとともに、前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水水位の基準値^{*1}を定め、当直長に通知する。 (2) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。 (3) 当直長は、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位^{*2}が基準値^{*1}及び当該建屋近傍サブドレン水の水位をともに超えていないことを1ヶ月に1回確認する。 (4) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位の安定性を1ヶ月に1回確認するとともに、当該滞留水の水位が安定していることが確認できない場合、当該滞留水について建屋に貯留する滞留水に該当する旨を当直長に通知する。なお、(3)において<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、第3項に定める表26の2-2の要求される措置を講じることを優先する。 (5) 水処理計画GMは、排水完了エリアに貯留する残水と判断した滞留水について、排水完了エリアに貯留する残水に該当する旨を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、水位安定エリアに貯留する滞留水が、第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表26の2-2の措置を講じる。</p> <p>表26の2-1</p> <table border="1" data-bbox="106 995 1169 1100"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位安定エリアに貯留する滞留水水位</td> <td>水位の基準値^{*1}及び当該建屋近傍のサブドレン水の水位をともに超えないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>表26の2-2</p> <table border="1" data-bbox="80 1169 1169 1514"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 水位安定エリアに貯留する滞留水水位が<u>運転上の制限</u>を満足していない場合</td> <td>A1. 当該滞留水水位が水位の基準値^{*1}を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当該建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A3. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに以降 3日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：水位の基準値とは、水位安定エリアに貯留する滞留水と判断した時の滞留水の水位をいう。 ※2：塩分濃度による比重を考慮した補正值を用いること。</p>	項目	<u>運転上の制限</u>	水位安定エリアに貯留する滞留水水位	水位の基準値 ^{*1} 及び当該建屋近傍のサブドレン水の水位をともに超えないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 水位安定エリアに貯留する滞留水水位が <u>運転上の制限</u> を満足していない場合	A1. 当該滞留水水位が水位の基準値 ^{*1} を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当該建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A3. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに 速やかに 速やかに以降 3日に1回	<p>(水位安定エリアに貯留する滞留水) 第26条の2 水位安定エリアに貯留する滞留水は、表26の2-1に定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。</p> <p>2. 水位安定エリアに貯留する滞留水を管理するとともに、前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水水位の基準値^{*1}を定め、当直長に通知する。 (2) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。 (3) 当直長は、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位^{*2}が基準値^{*1}及び当該建屋近傍サブドレン水の水位をともに超えていないことを1ヶ月に1回確認する。 (4) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位の安定性を1ヶ月に1回確認するとともに、当該滞留水の水位が安定していることが確認できない場合、当該滞留水について建屋に貯留する滞留水に該当する旨を当直長に通知する。なお、(3)において<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、第3項に定める表26の2-2の要求される措置を講じることを優先する。 (5) 水処理計画GMは、排水完了エリアに貯留する残水と判断した滞留水について、排水完了エリアに貯留する残水に該当する旨を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、水位安定エリアに貯留する滞留水が、第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表26の2-2の措置を講じる。</p> <p>表26の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1329 995 2392 1100"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位安定エリアに貯留する滞留水水位</td> <td>水位の基準値^{*1}及び当該建屋近傍のサブドレン水の水位をともに超えないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>表26の2-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 1169 2392 1514"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 水位安定エリアに貯留する滞留水水位が<u>施設運用上の基準</u>を満足していない場合</td> <td>A1. 当該滞留水水位が水位の基準値^{*1}を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当該建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A3. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに以降 3日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：水位の基準値とは、水位安定エリアに貯留する滞留水と判断した時の滞留水の水位をいう。 ※2：塩分濃度による比重を考慮した補正值を用いること。</p>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	水位安定エリアに貯留する滞留水水位	水位の基準値 ^{*1} 及び当該建屋近傍のサブドレン水の水位をともに超えないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 水位安定エリアに貯留する滞留水水位が <u>施設運用上の基準</u> を満足していない場合	A1. 当該滞留水水位が水位の基準値 ^{*1} を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当該建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A3. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに 速やかに 速やかに以降 3日に1回	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																					
水位安定エリアに貯留する滞留水水位	水位の基準値 ^{*1} 及び当該建屋近傍のサブドレン水の水位をともに超えないこと																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 水位安定エリアに貯留する滞留水水位が <u>運転上の制限</u> を満足していない場合	A1. 当該滞留水水位が水位の基準値 ^{*1} を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当該建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A3. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに 速やかに 速やかに以降 3日に1回																				
項目	<u>施設運用上の基準</u>																					
水位安定エリアに貯留する滞留水水位	水位の基準値 ^{*1} 及び当該建屋近傍のサブドレン水の水位をともに超えないこと																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 水位安定エリアに貯留する滞留水水位が <u>施設運用上の基準</u> を満足していない場合	A1. 当該滞留水水位が水位の基準値 ^{*1} を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当該建屋近傍のサブドレン水の水位を超えていない状態に復旧する措置を開始する。 及び A3. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度を測定する。	速やかに 速やかに 速やかに以降 3日に1回																				

変更前	変更後	変更理由																				
<p>(汚染水処理設備) 第27条 汚染水処理設備は、表27-1に定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。ただし、以下の場合は、<u>運転上の制限</u>を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 2号炉及び3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mm以下で、動作可能である汚染水処理設備が1設備^{*1}もなくなった場合において、1設備もなくなった時点から3日以内に汚染水処理設備1設備を復旧させた場合</p> <p>※1：1設備とは、次のいずれかをいう。 ①セシウム吸着装置2系列（Cs/Sr同時吸着運転）又は4系列（Cs吸着運転） ②第二セシウム吸着装置2系列 ③第三セシウム吸着装置1系列</p> <p>2. 汚染水処理設備が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、汚染水処理設備1設備が動作可能^{*2}であることを毎日1回確認する。また、2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mmを超えた場合には、さらに1設備が動作可能であることを毎日1回確認する。</p> <p>※2：本条における動作可能であることとは、設備が運転中であるか、若しくは、設備が待機状態であってかつ運転が可能と判断される場合をいう。</p> <p>3. 当直長は、汚染水処理設備が、第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表27-2の措置を講じる。</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="83 1098 1160 1236"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染水処理設備</td> <td>1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表27-2</p> <table border="1" data-bbox="83 1306 1169 1444"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 汚染水処理設備が<u>運転上の制限</u>を満足していない場合</td> <td>A1. <u>運転上の制限</u>を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>運転上の制限</u>	汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。	条件	要求される措置	完了時間	A. 汚染水処理設備が <u>運転上の制限</u> を満足していない場合	A1. <u>運転上の制限</u> を満足させる措置を開始する。	速やかに	<p>(汚染水処理設備) 第27条 汚染水処理設備は、表27-1に定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。ただし、以下の場合は、<u>施設運用上の基準</u>を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 2号炉及び3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mm以下で、動作可能である汚染水処理設備が1設備^{*1}もなくなった場合において、1設備もなくなった時点から3日以内に汚染水処理設備1設備を復旧させた場合</p> <p>※1：1設備とは、次のいずれかをいう。 ①セシウム吸着装置2系列（Cs/Sr同時吸着運転）又は4系列（Cs吸着運転） ②第二セシウム吸着装置2系列 ③第三セシウム吸着装置1系列</p> <p>2. 汚染水処理設備が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、汚染水処理設備1設備が動作可能^{*2}であることを毎日1回確認する。また、2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mmを超えた場合には、さらに1設備が動作可能であることを毎日1回確認する。</p> <p>※2：本条における動作可能であることとは、設備が運転中であるか、若しくは、設備が待機状態であってかつ運転が可能と判断される場合をいう。</p> <p>3. 当直長は、汚染水処理設備が、第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表27-2の措置を講じる。</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="1302 1098 2380 1236"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染水処理設備</td> <td>1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表27-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 1306 2392 1444"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 汚染水処理設備が<u>施設運用上の基準</u>を満足していない場合</td> <td>A1. <u>施設運用上の基準</u>を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。	条件	要求される措置	完了時間	A. 汚染水処理設備が <u>施設運用上の基準</u> を満足していない場合	A1. <u>施設運用上の基準</u> を満足させる措置を開始する。	速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																					
汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 汚染水処理設備が <u>運転上の制限</u> を満足していない場合	A1. <u>運転上の制限</u> を満足させる措置を開始する。	速やかに																				
項目	<u>施設運用上の基準</u>																					
汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 汚染水処理設備が <u>施設運用上の基準</u> を満足していない場合	A1. <u>施設運用上の基準</u> を満足させる措置を開始する。	速やかに																				

変更前	変更後	変更理由																										
<p>(外部電源) 第28条 外部電源は、表28-1で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。</p> <p>2. 外部電源が前項に定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表28-2の措置を講じる。</p> <p>表28-1</p> <table border="1" data-bbox="94 621 1157 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>2系列*1が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：外部電源の系列数は、第29条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数の数とする。</p> <p>表28-2</p> <table border="1" data-bbox="83 886 1169 1570"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合</td> <td>A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機*2 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機*2からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合</td> <td>B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機*2により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：本条における「非常用ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機、5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。</p>	項目	<u>運転上の制限</u>	外部電源	2系列*1が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機*2 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機*2からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機*2により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>(外部電源) 第28条 外部電源は、表28-1で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。</p> <p>2. 外部電源が前項に定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表28-2の措置を講じる。</p> <p>表28-1</p> <table border="1" data-bbox="1314 621 2377 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>2系列*1が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：外部電源の系列数は、第29条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数の数とする。</p> <p>表28-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 886 2389 1570"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合</td> <td>A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機*2 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機*2からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合</td> <td>B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機*2により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：本条における「非常用ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機、5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。</p>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	外部電源	2系列*1が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機*2 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機*2からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機*2により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																											
外部電源	2系列*1が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機*2 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機*2からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																										
B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機*2により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																										
項目	<u>施設運用上の基準</u>																											
外部電源	2系列*1が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機*2 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機*2からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																										
B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機*2により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																										

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																				
<p>(所内電源系統) 第29条 所内電源系統は、表29-1で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。ただし、以下の場合は<u>運転上の制限</u>を満足していないとはみなさない。</p> <p>(1) 送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合。 (2) 第18条及び第27条で要求される設備においては、各条の第1項に定める事項の実施により<u>運転上の制限</u>を満足している場合及び免震重要棟においては、免震重要棟ガスタービン発電機自動起動までの一時的な停止の場合。</p> <p>2. 所内電源系統が前項に定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、所内電源系統が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じる。</p> <p>表29-1</p> <table border="1" data-bbox="94 827 1157 953"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内電源系統</td> <td>第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表29-2</p> <table border="1" data-bbox="83 1022 1169 1161"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	<u>運転上の制限</u>	所内電源系統	第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること	条件	要求される措置	完了時間	A. <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>(所内電源系統) 第29条 所内電源系統は、表29-1で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。ただし、以下の場合は<u>施設運用上の基準</u>を満足していないとはみなさない。</p> <p>(1) 送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合。 (2) 第18条及び第27条で要求される設備においては、各条の第1項に定める事項の実施により<u>施設運用上の基準</u>を満足している場合及び免震重要棟においては、免震重要棟ガスタービン発電機自動起動までの一時的な停止の場合。</p> <p>2. 所内電源系統が前項に定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、所内電源系統が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じる。</p> <p>表29-1</p> <table border="1" data-bbox="1317 827 2380 953"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内電源系統</td> <td>第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表29-2</p> <table border="1" data-bbox="1305 1022 2392 1161"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	<u>施設運用上の基準</u>	所内電源系統	第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること	条件	要求される措置	完了時間	A. <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項 目	<u>運転上の制限</u>																					
所内電源系統	第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																				
項 目	<u>施設運用上の基準</u>																					
所内電源系統	第18条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																				

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(<u>運転上の制限</u>の確認)</p> <p>第30条 各GMは、<u>運転上の制限</u>を第3節各条の第2項で定める事項^{*1}で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表30に定める範囲内で延長することができる^{*2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかった場合、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認することができる。この結果、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GMは、<u>運転上の制限</u>が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の<u>運転上の制限</u>を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</p> <p>5. <u>運転上の制限</u>を確認するための事項を実施している期間は、当該<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が<u>運転上の制限</u>を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、<u>運転上の制限</u>が満足していないと判断しない。ただし、第31条第2項で<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第30条から第33条を除く。以下、第31条及び第32条において同じ。 ※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>(中略)</p>	<p>(<u>施設運用上の基準</u>の確認)</p> <p>第30条 各GMは、<u>施設運用上の基準</u>を第3節各条の第2項で定める事項^{*1}で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表30に定める範囲内で延長することができる^{*2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかった場合、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認することができる。この結果、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GMは、<u>施設運用上の基準</u>が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の<u>施設運用上の基準</u>を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</p> <p>5. <u>施設運用上の基準</u>を確認するための事項を実施している期間は、当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が<u>施設運用上の基準</u>を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、<u>施設運用上の基準</u>が満足していないと判断しない。ただし、第31条第2項で<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第30条から第33条を除く。以下、第31条及び第32条において同じ。 ※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>(中略)</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(<u>運転上の制限</u>を満足しない場合)</p> <p>第31条 <u>運転上の制限</u>を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、<u>運転上の制限</u>に関係する事象が発見された場合は、<u>運転上の制限</u>を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、当直長及び運用部長に報告し、運用部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 各GMは、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。</p> <p>5. 各GMは、当該<u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、当直長及び運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6. 各GMは、次の各号を適用することができる。 (1) <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、<u>運転上の制限</u>を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) <u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。 (4) 当該<u>運転上の制限</u>を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>(<u>施設運用上の基準</u>を満足しない場合)</p> <p>第31条 <u>施設運用上の基準</u>を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、<u>施設運用上の基準</u>に関係する事象が発見された場合は、<u>施設運用上の基準</u>を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、当直長及び運用部長に報告し、運用部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 各GMは、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。</p> <p>5. 各GMは、当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、当直長及び運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6. 各GMは、次の各号を適用することができる。 (1) <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) <u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。 (4) 当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（保全作業を実施する場合） 第32条 各プログラム部長及び各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に<u>運転上の制限外</u>に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第31条第1項の<u>運転上の制限</u>を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係プログラム部長及び関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、<u>運転上の制限外</u>へ移行した時点を保全作業の開始時間の起点とする。</p> <p>5. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施する場合、第31条第6項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置が満たされなかった場合、各プログラム部長及び各GMは当該<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断する。</p> <p>7. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施し、当該<u>運転上の制限外</u>から復帰していると判断した場合は、当直長及び運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p>	<p>（保全作業を実施する場合） 第32条 各プログラム部長及び各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に<u>施設運用上の基準外</u>に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第31条第1項の<u>施設運用上の基準</u>を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係プログラム部長及び関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、<u>施設運用上の基準外</u>へ移行した時点を保全作業の開始時間の起点とする。</p> <p>5. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施する場合、第31条第6項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置が満たされなかった場合、各プログラム部長及び各GMは当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断する。</p> <p>7. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施し、当該<u>施設運用上の基準外</u>から復帰していると判断した場合は、当直長及び運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(<u>運転上の制限</u>に関する記録)</p> <p>第33条 当直長は、各GMから<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した連絡を受けた場合又は自ら<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合は、当該<u>運転上の制限</u>及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）</p> <p>(3) <u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>2. 当直長は、各プログラム部長及び各GMから第32条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合又は自ら第32条第1項で定める保全作業を実施した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第32条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした<u>運転上の制限</u>、その時刻及び保全作業の内容</p> <p>(2) 安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) <u>運転上の制限</u>外から復帰した場合は、復帰した時刻</p> <p>(中略)</p>	<p>(<u>施設運用上の基準</u>に関する記録)</p> <p>第33条 当直長は、各GMから<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した連絡を受けた場合又は自ら<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合は、当該<u>施設運用上の基準</u>及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）</p> <p>(3) <u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>2. 当直長は、各プログラム部長及び各GMから第32条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合又は自ら第32条第1項で定める保全作業を実施した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第32条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした<u>施設運用上の基準</u>、その時刻及び保全作業の内容</p> <p>(2) 安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) <u>施設運用上の基準</u>外から復帰した場合は、復帰した時刻</p> <p>(中略)</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由																																																										
<p>(記録) 第81条 組織は、表81-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 2. 組織は、表81-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表81-1</p> <table border="1" data-bbox="83 451 1151 1186"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合^{※1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉注水流量^{※2}</td> <td>連続して^{※3}</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉に使用している処理水の純度^{※2}</td> <td>測定の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>15. 本編で定める<u>運転上の制限</u>に関する警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>16. <u>運転上の制限</u>に関する点検結果及び<u>運転上の制限</u>からの逸脱があった場合に講じた措置</td> <td>その都度</td> <td>1年間(ただし、<u>運転上の制限</u>からの逸脱があった場合については5年間)</td> </tr> <tr> <td>17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>43. 施設定期検査(社内)の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	1. 原子炉注水流量 ^{※2}	連続して ^{※3}	10年間	毎日1回	10年間	(中略)			14. 原子炉に使用している処理水の純度 ^{※2}	測定の都度	1年間	15. 本編で定める <u>運転上の制限</u> に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	16. <u>運転上の制限</u> に関する点検結果及び <u>運転上の制限</u> からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、 <u>運転上の制限</u> からの逸脱があった場合については5年間)	17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時	その都度	※5	(中略)			43. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	<p>(記録) 第81条 組織は、表81-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 2. 組織は、表81-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表81-1</p> <table border="1" data-bbox="1302 451 2371 1186"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合^{※1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉注水流量^{※2}</td> <td>連続して^{※3}</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉に使用している処理水の純度^{※2}</td> <td>測定の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>15. 本編で定める<u>施設運用上の基準</u>に関する警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>16. <u>施設運用上の基準</u>に関する点検結果及び<u>施設運用上の基準</u>からの逸脱があった場合に講じた措置</td> <td>その都度</td> <td>1年間(ただし、<u>施設運用上の基準</u>からの逸脱があった場合については5年間)</td> </tr> <tr> <td>17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>43. 施設定期検査(社内)の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	1. 原子炉注水流量 ^{※2}	連続して ^{※3}	10年間	毎日1回	10年間	(中略)			14. 原子炉に使用している処理水の純度 ^{※2}	測定の都度	1年間	15. 本編で定める <u>施設運用上の基準</u> に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	16. <u>施設運用上の基準</u> に関する点検結果及び <u>施設運用上の基準</u> からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、 <u>施設運用上の基準</u> からの逸脱があった場合については5年間)	17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時	その都度	※5	(中略)			43. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間																																																										
1. 原子炉注水流量 ^{※2}	連続して ^{※3}	10年間																																																										
	毎日1回	10年間																																																										
(中略)																																																												
14. 原子炉に使用している処理水の純度 ^{※2}	測定の都度	1年間																																																										
15. 本編で定める <u>運転上の制限</u> に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間																																																										
16. <u>運転上の制限</u> に関する点検結果及び <u>運転上の制限</u> からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、 <u>運転上の制限</u> からの逸脱があった場合については5年間)																																																										
17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時	その都度	※5																																																										
(中略)																																																												
43. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																																																										
記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間																																																										
1. 原子炉注水流量 ^{※2}	連続して ^{※3}	10年間																																																										
	毎日1回	10年間																																																										
(中略)																																																												
14. 原子炉に使用している処理水の純度 ^{※2}	測定の都度	1年間																																																										
15. 本編で定める <u>施設運用上の基準</u> に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間																																																										
16. <u>施設運用上の基準</u> に関する点検結果及び <u>施設運用上の基準</u> からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、 <u>施設運用上の基準</u> からの逸脱があった場合については5年間)																																																										
17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時	その都度	※5																																																										
(中略)																																																												
43. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																																																										

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(報告) 第82条 各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合（第31条） (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合（第42条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第60条） (4) 福島第一炉規則第18条第2号から第7号、第9号から第11号及び第13号から第15号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。 3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。 4. 第1項(1)に該当する場合は、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告) 第82条 各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合（第31条） (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合（第42条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第60条） (4) 福島第一炉規則第18条第2号から第7号、第9号から第11号及び第13号から第15号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。 3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。 4. 第1項(1)に該当する場合は、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和7年12月18日から施行する。</u></p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号） （施行期日） 第1条 2. 第5条及び第40条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号） （施行期日） 第1条 3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 第9条、第11条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第81条及び第82条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号） （施行期日） 第1条 2. 第5条及び第40条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号） （施行期日） 第1条 3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>減容処理設備運用開始に伴う記載削除 （令和7年1月28日運用開始）</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p> <p>※1：発電所に常駐 ※2：福島第二原子力発電所に常駐</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p> <p>※1：発電所に常駐 ※2：福島第二原子力発電所に常駐</p>	<p>変更なし</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※³ ※※ → 所長</p> <p>原子力発電 保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者※³</p> <p>業務統括室</p> <p>資材グループ 労務人事グループ</p> <p>セキュリティ管理部</p> <p>核セキュリティ運営管理グループ 核セキュリティ施設運用グループ サイバーセキュリティグループ</p> <p>汚染水対策プログラム部</p> <p>プール燃料取り出しプログラム部</p> <p>燃料デブリ取り出しプログラム部</p> <p>廃棄物対策プログラム部</p> <p>敷地全般管理・対応プログラム部</p> <p>計画・設計センター</p> <p>機械技術グループ 電気技術グループ 配電・電路グループ 計装技術グループ 通信システムグループ 土木基盤技術グループ 土木水対策技術グループ 建築保守技術グループ 建築建設技術グループ</p> <p>※※※</p> <p>※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>(中略)</p>	<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※³ ※※ → 所長</p> <p>原子力発電 保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者※³</p> <p>業務統括室</p> <p>資材グループ 労務人事グループ</p> <p>セキュリティ管理部</p> <p>核セキュリティ運営管理グループ 核セキュリティ施設運用グループ サイバーセキュリティグループ</p> <p>汚染水対策プログラム部</p> <p>プール燃料取り出しプログラム部</p> <p>燃料デブリ取り出しプログラム部</p> <p>廃棄物対策プログラム部</p> <p>敷地全般管理・対応プログラム部</p> <p>計画・設計センター</p> <p>機械技術グループ 電気技術グループ 計装技術グループ 通信システムグループ 土木基盤技術グループ 土木水対策技術グループ 建築保守技術グループ 建築建設技術グループ</p> <p>※※※</p> <p>※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>(中略)</p>	<p>配電・電路グループ体制変更に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(9) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p><u>(12) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(5) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設及びゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。<u>廃炉安全・品質室に置かれるグループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。</u></p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) 廃炉安全・品質室は、原子力安全及び品質保証体系の総括並びに不適合管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(9) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p><u>(10) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の<u>各部・室・センターの職務は次のとおり。各部・室・センターに置かれる各グループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。</u>なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 業務統括室は、調達及び要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理及び設備の運用並びにサイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、<u>ゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</u></u></p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(8) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備</u>、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備</u>のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）</u>、<u>使用済燃料プールからの燃料取り出し設備</u>、その他安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備</u>の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備及び3号機原子炉格納容器内取水設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（<u>共用機械設備GMが所管する業務を除く。</u>）を行う。</p> <p>(10) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、<u>放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設</u>、放射性物質分析・研究施設第1棟及び第2棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型廃棄物保管庫における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（<u>各プログラム部長が所管する業務を除く。</u>）を行う。</p> <p>(12) 機械技術グループは、<u>機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p> <p>(13) 電気技術グループは、<u>電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p> <p>(14) 配電・電路グループは、<u>構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務</u>を行う。</p> <p>(15) 計装技術グループは、<u>計装設備の設計に関する業務</u>を行う。</p> <p>(16) 通信システムグループは、<u>通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務</u>を行う。</p> <p>(17) 土木基盤技術グループは、<u>土木設備の設計に関する業務（土木基盤技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p> <p>(18) 土木水対策技術グループは、<u>1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務</u>を行う。</p> <p>(19) 建築保守技術グループは、<u>既設建築設備に係る設計に関する業務</u>を行う。</p> <p>(20) 建築建設技術グループは、<u>新設建築設備に係る設計に関する業務</u>を行う。</p> <p>(21) 1～4号当直は、<u>1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p> <p>(22) 5・6号当直は、<u>5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）</u>を行う。</p>	<p>(5) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のプロジェクトの計画及び管理並びに1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備、使用済燃料共用プール設備の燃料管理に関する業務</u>を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料プールからの燃料取り出し設備</u>、その他安全確保設備等のうち、<u>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に係る機械設備、建築設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(6) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（<u>ろ過水タンク、純水タンク、原水地下タンクに係る機械設備の保守管理に関する業務を除く。</u>）、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備、3号機原子炉格納容器内取水設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、<u>放射性固体廃棄物等の管理施設等、放射性物質分析・研究施設、大型廃棄物保管庫</u>のプロジェクトの計画及び管理並びに放射性物質分析・研究施設の設計及び建設・設置の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設（<u>サイトバンカを除く。</u>）、<u>大型廃棄物保管庫の運転管理並びに放射性固体廃棄物等の管理施設、大型廃棄物保管庫の放射性固体廃棄物等</u>の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。（<u>プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。</u>）</p> <p>(9) 計画・設計センターは、<u>1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備、電気設備、計装設備、土木設備、建築設備の設計に関する業務</u>を行う。（<u>プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。</u>）</p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(23) <u>水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）及びALPS処理水希釈放出設備の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(24) <u>運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) <u>作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡視点検、定例試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。</u></p> <p>(26) <u>保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(27) <u>1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(28) <u>共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(29) <u>電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(30) <u>電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(31) <u>燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(32) <u>水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、3号機原子炉格納容器内取水設備、ALPS処理水希釈放出設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟及び第2棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(33) <u>土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木基盤設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p>	<p>(10) <u>運用部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の運転管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、廃棄物対策プログラム部、土木部、水処理センターが所管する業務を除く。）</u></p> <p>(11) <u>機械部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、水処理センターが所管する業務を除く。）</u></p> <p>(12) <u>電気・計装部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る電気設備、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。）</u></p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(34) <u>土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(35) <u>建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(36) <u>建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(37) <u>保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(38) <u>放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。</u></p> <p>(39) <u>放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(40) <u>分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理、放射性物質分析・研究施設第1棟及び第2棟の運用並びに保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(41) <u>労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(42) <u>原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</u></p> <p>(43) <u>水処理総括グループは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びに多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水（以下、ALPS処理水という。）の移送及び放出の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(44) <u>水処理設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等の新設に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</u></p> <p>(45) <u>水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びにALPS処理水の移送及び放出の運転計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(46) <u>地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理並びに油処理装置及びゼオライト土嚢等処理設備に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GM及び水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>(13) <u>土木部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（水処理センターが所管する業務を除く。）また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備に限る。）の運転管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) <u>建築部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る建築設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。）</u></p> <p>(15) <u>放射線・環境部は、放射線管理、液体・気体放射性廃棄物管理、放射能・化学分析等、放射性物質分析・研究施設の保安管理の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射線管理関係設備等（モニタリングポストに限る。）の設計、建設・設置、保守管理並びに分析設備等の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(16) <u>防災安全部は、防災安全及び原子力防災の総括に関する業務を行う。</u></p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(47) 滞留水処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GM、地下水対策設備GM、多核種除去設備GM及び貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(48) 多核種除去設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（使用済セシウム吸着塔保管施設）及び多核種除去設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(49) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）、雨水処理設備等及びALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理並びに雨水処理設備等に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(17) 水処理センターは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理、貯留及び多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水の移送、貯留、放出の運転計画、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等、ALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理、ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備に限る。）に係る土木設備の保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ゼオライト土嚢等処理設備、その他安全確保設備等のうち、油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理並びにモバイル型ストロンチウム除去装置等、第二モバイル型ストロンチウム除去装置等、放水路浄化設備（計装設備を除く。）に係る機械設備、電気設備、計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由																																																						
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="151 485 1210 835"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第92条(管理対象区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除 第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第92条の2(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条(所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>表9-2</p> <table border="1" data-bbox="97 905 1154 1770"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条(地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第73条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第74条(保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第76条(異常発生時の基本的な対応)</td> <td>異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第121条(報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条 文	内 容	第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除 第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	条 文	内 容	第17条(地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第73条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第74条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第76条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第121条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="1374 485 2433 835"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第92条(管理対象区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除 第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第92条の2(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条(所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>表9-2</p> <table border="1" data-bbox="1317 905 2377 1770"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条(地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第73条(施設運用上の基準を満足しない場合)</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第74条(保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第76条(異常発生時の基本的な対応)</td> <td>異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第121条(報告)</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条 文	内 容	第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除 第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	条 文	内 容	第17条(地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第73条(施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第74条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合	第76条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第121条(報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
条 文	内 容																																																							
第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除 第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																																																							
第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																																																							
第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																																							
第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																																							
条 文	内 容																																																							
第17条(地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																							
第73条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																							
	運転上の制限を満足していると判断した場合																																																							
第74条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																																																							
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																																							
第76条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																																							
第121条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																							
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																																																							
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																																							
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合																																																							
条 文	内 容																																																							
第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除 第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																																																							
第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																																																							
第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																																							
第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																																							
条 文	内 容																																																							
第17条(地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																							
第73条(施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																																																							
	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																																																							
第74条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																																																							
	施設運用上の基準外から復帰していると判断した場合																																																							
第76条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																																							
第121条(報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																																																							
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																																																							
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																																							
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合																																																							

変更前	変更後	変更理由												
<p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態は、原子炉に燃料が装荷されていない状態とする。 2. 第3節(第72条～第75条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項：<u>運転上の制限</u> (2) 第2項：<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項：<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合*¹に要求される措置</p> <p>※1：<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、<u>運転上の制限</u>を満足していないと各GM*²が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず<u>運転上の制限</u>を満足していないと各GM*²が判断した場合</p> <p>※2：各GMが不在で<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断できない場合は、当直長が<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="94 789 1154 1780"> <tr> <td data-bbox="94 789 290 930">原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業</td> <td data-bbox="290 789 1154 930">原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 930 290 1203">速やかに</td> <td data-bbox="290 930 1154 1203"><u>第3節</u>運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する*³準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 1203 290 1780">安全確保設備等</td> <td data-bbox="290 1203 1154 1780">「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。 (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気等の監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策</td> </tr> </table> <p>※3：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>4. 本編における「当直長」とは、5/6号炉の当直長をいう。</p> <p>(中略)</p>	原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。	速やかに	<u>第3節</u> 運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する* ³ 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。	安全確保設備等	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。 (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気等の監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策	<p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態は、原子炉に燃料が装荷されていない状態とする。 2. 第3節(第72条～第75条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項：<u>施設運用上の基準</u> (2) 第2項：<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項：<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合*¹に要求される措置</p> <p>※1：<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと各GM*²が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと各GM*²が判断した場合</p> <p>※2：各GMが不在で<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断できない場合は、当直長が<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1317 789 2377 1780"> <tr> <td data-bbox="1317 789 1513 930">原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業</td> <td data-bbox="1513 789 2377 930">原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 930 1513 1203">速やかに</td> <td data-bbox="1513 930 2377 1203"><u>第4章</u>運転管理<u>第3節</u><u>施設運用上の基準</u>において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する*³準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1203 1513 1780">安全確保設備等</td> <td data-bbox="1513 1203 2377 1780">「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。 (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気等の監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策</td> </tr> </table> <p>※3：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>4. 本編における「当直長」とは、5/6号炉の当直長をいう。</p> <p>(中略)</p>	原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。	速やかに	<u>第4章</u> 運転管理 <u>第3節</u> <u>施設運用上の基準</u> において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する* ³ 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。	安全確保設備等	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。 (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気等の監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。													
速やかに	<u>第3節</u> 運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する* ³ 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。													
安全確保設備等	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。 (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気等の監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策													
原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。													
速やかに	<u>第4章</u> 運転管理 <u>第3節</u> <u>施設運用上の基準</u> において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する* ³ 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。													
安全確保設備等	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。 (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気等の監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策													

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>第3節 <u>運転上の制限</u></p> <p>第19条 削除</p> <p>(中略)</p>	<p>第3節 <u>施設運用上の基準</u></p> <p>第19条 削除</p> <p>(中略)</p>	<p>1 F規則改正に伴う記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由																								
<p>(使用済燃料プールの水位及び水温) 第55条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表55-1で定める事項を<u>運転上の制限</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、表55-2の措置を講じる。</p> <p>表55-1</p> <table border="1" data-bbox="142 655 1222 772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>運転上の制限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-2</p> <table border="1" data-bbox="142 840 1222 1117"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プールが<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかにその後毎日1回 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	<u>運転上の制限</u>	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プールが <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかにその後毎日1回 速やかに	<p>(使用済燃料プールの水位及び水温) 第55条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表55-1で定める事項を<u>施設運用上の基準</u>とする。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、表55-2の措置を講じる。</p> <p>表55-1</p> <table border="1" data-bbox="1365 655 2445 772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th><u>施設運用上の基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-2</p> <table border="1" data-bbox="1365 840 2445 1117"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プールが<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかにその後毎日1回 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	<u>施設運用上の基準</u>	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プールが <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかにその後毎日1回 速やかに	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
項目	<u>運転上の制限</u>																									
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																									
使用済燃料プールの水温	65℃以下																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 使用済燃料プールが <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかにその後毎日1回 速やかに																								
項目	<u>施設運用上の基準</u>																									
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																									
使用済燃料プールの水温	65℃以下																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 使用済燃料プールが <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかにその後毎日1回 速やかに																								

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(<u>運転上の制限</u>の確認)</p> <p>第72条 各GMは、<u>運転上の制限</u>を第3節各条の第2項で定める事項^{※1}で確認する。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、<u>運転上の制限</u>を満足していることを確認することができる。この結果、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>3. 各GMは、<u>運転上の制限</u>が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の<u>運転上の制限</u>を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</p> <p>4. <u>運転上の制限</u>を確認するための事項を実施している期間は、当該<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>5. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が<u>運転上の制限</u>を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、<u>運転上の制限</u>が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。</p>	<p>(<u>施設運用上の基準</u>の確認)</p> <p>第72条 各GMは、<u>施設運用上の基準</u>を第3節各条の第2項で定める事項^{※1}で確認する。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、<u>施設運用上の基準</u>を満足していることを確認することができる。この結果、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>3. 各GMは、<u>施設運用上の基準</u>が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の<u>施設運用上の基準</u>を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</p> <p>4. <u>施設運用上の基準</u>を確認するための事項を実施している期間は、当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>5. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が<u>施設運用上の基準</u>を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、<u>施設運用上の基準</u>が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(<u>運転上の制限</u>を満足しない場合)</p> <p>第73条 <u>運転上の制限</u>を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、<u>運転上の制限</u>に関係する事象が発見された場合は、<u>運転上の制限</u>を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、運用部長に報告し、運用部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 各GMは、<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。</p> <p>5. 各GMは、当該<u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6. 各GMは、次の各号を適用することができる。 (1) <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断している期間中は、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、<u>運転上の制限</u>を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) <u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 当該<u>運転上の制限</u>を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>(<u>施設運用上の基準</u>を満足しない場合)</p> <p>第73条 <u>施設運用上の基準</u>を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、<u>施設運用上の基準</u>に関係する事象が発見された場合は、<u>施設運用上の基準</u>を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、運用部長に報告し、運用部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 各GMは、<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。</p> <p>5. 各GMは、当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6. 各GMは、次の各号を適用することができる。 (1) <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断している期間中は、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) <u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(保全作業を実施する場合) 第74条 各プログラム部長及び各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に<u>運転上の制限</u>外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{*1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第73条第1項の<u>運転上の制限</u>を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係プログラム部長及び関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合は、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、<u>運転上の制限</u>外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>5. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施する場合、第73条第6項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置を実施できなかった場合、各プログラム部長及び各GMは当該<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断する。</p> <p>7. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施し、当該<u>運転上の制限</u>外から復帰していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p>	<p>(保全作業を実施する場合) 第74条 各プログラム部長及び各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に<u>施設運用上の基準</u>外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{*1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第73条第1項の<u>施設運用上の基準</u>を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係プログラム部長及び関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合は、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、<u>施設運用上の基準</u>外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>5. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施する場合、第73条第6項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置を実施できなかった場合、各プログラム部長及び各GMは当該<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断する。</p> <p>7. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施し、当該<u>施設運用上の基準</u>外から復帰していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(<u>運転上の制限</u>に関する記録)</p> <p>第75条 当直長は、自ら<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。 (1) <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合は、当該<u>運転上の制限</u>及び満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む） (3) <u>運転上の制限</u>を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>2. 当直長は、自ら第74条第1項で定める保全作業を実施した場合又は各プログラム部長及び各GMから第74条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。 (1) 第74条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした<u>運転上の制限</u>、その時刻及び保全作業の内容 (2) 必要な安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 (3) <u>運転上の制限</u>外から復帰した場合は、復帰した時刻</p> <p>(中略)</p>	<p>(<u>施設運用上の基準</u>に関する記録)</p> <p>第75条 当直長は、自ら<u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。 (1) <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合は、当該<u>施設運用上の基準</u>及び満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む） (3) <u>施設運用上の基準</u>を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>2. 当直長は、自ら第74条第1項で定める保全作業を実施した場合又は各プログラム部長及び各GMから第74条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。 (1) 第74条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした<u>施設運用上の基準</u>、その時刻及び保全作業の内容 (2) 必要な安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 (3) <u>施設運用上の基準</u>外から復帰した場合は、復帰した時刻</p> <p>(中略)</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(所員への保安教育) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各プログラム部長及び各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。</p> <p>ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>(所員への保安教育) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各プログラム部長及び各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。</p> <p>ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後	変更理由																																																
<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表120-1</p> <table border="1" data-bbox="94 541 1148 1344"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>9. <u>運転上の制限</u>に関する点検結果及び<u>運転上の制限</u>からの逸脱があった場合に講じた措置</td> <td>その都度</td> <td>1年間(ただし、<u>運転上の制限</u>からの逸脱があった場合については5年間)</td> </tr> <tr> <td>10. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>39. 施設定期検査(社内)の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	記録	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	(中略)			8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	9. <u>運転上の制限</u> に関する点検結果及び <u>運転上の制限</u> からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、 <u>運転上の制限</u> からの逸脱があった場合については5年間)	10. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間	(中略)			39. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表120-1</p> <table border="1" data-bbox="1314 541 2368 1344"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>9. <u>施設運用上の基準</u>に関する点検結果及び<u>施設運用上の基準</u>からの逸脱があった場合に講じた措置</td> <td>その都度</td> <td>1年間(ただし、<u>施設運用上の基準</u>からの逸脱があった場合については5年間)</td> </tr> <tr> <td>10. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>39. 施設定期検査(社内)の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	記録	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	(中略)			8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	9. <u>施設運用上の基準</u> に関する点検結果及び <u>施設運用上の基準</u> からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、 <u>施設運用上の基準</u> からの逸脱があった場合については5年間)	10. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間	(中略)			39. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>
記録	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																
(中略)																																																		
8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間																																																
9. <u>運転上の制限</u> に関する点検結果及び <u>運転上の制限</u> からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、 <u>運転上の制限</u> からの逸脱があった場合については5年間)																																																
10. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間																																																
(中略)																																																		
39. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																																																
記録	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																
(中略)																																																		
8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間																																																
9. <u>施設運用上の基準</u> に関する点検結果及び <u>施設運用上の基準</u> からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、 <u>施設運用上の基準</u> からの逸脱があった場合については5年間)																																																
10. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間																																																
(中略)																																																		
39. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																																																

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(報告) 第121条 各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) <u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合（第73条） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第88条、第89条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第101条） (4) 福島第一炉規則第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合 (5) 第76条第1項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。 3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。 4. 第1項(1)に該当する場合は、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告) 第121条 各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) <u>施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合（第73条） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第88条、第89条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第101条） (4) 福島第一炉規則第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合 (5) 第76条第1項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。 3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。 4. 第1項(1)に該当する場合は、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和7年12月18日から施行する。</u></p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号） （施行期日） 第1条 2. 第5条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条 2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 第9条、第11条、第55条、第72条、第73条、第74条、第75条、第118条、第120条及び第121条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号） （施行期日） 第1条 2. 第5条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条 2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>減容処理設備運用開始に伴う記載削除 （令和7年1月28日運用開始）</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>変更なし</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第3編 1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について）

変更前	変更後	変更理由
<p>1.7 1～4号機の滞留水*とサブドレンの運転管理について</p> <p>1～4号機のタービン建屋等には、原子炉への注水、雨水の浸入、地下水の浸透等により、滞留水が増加している状況にある。そのため、滞留水移送装置にてタービン建屋等にある滞留水を汚染水処理設備のあるプロセス主建屋、雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送することにより、水位調整を行っている。</p> <p>また、1～4号機のタービン建屋等への地下水の浸透を減少させるため、サブドレン集水設備を稼働させており、サブドレン水位を段階的に低下させている。</p> <p>一方、本実施計画「Ⅲ第1編第26条（建屋に貯留する滞留水）」の表26-2では、各建屋からの滞留水の漏えいを防止するために、滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水位より低く保つことを<u>運転上の制限</u>として定めていることから、サブドレン水位を低下させつつ、当該事項を満足させるため、滞留水とサブドレンの運転管理を次の通り実施する。</p> <p>※本章実施計画「Ⅲ第3編1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について」における「滞留水」とは、特に定めがない場合、本実施計画「Ⅲ第1編第11条（構成及び定義）」に定める建屋に貯留する滞留水をいう。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>1.7 1～4号機の滞留水*とサブドレンの運転管理について</p> <p>1～4号機のタービン建屋等には、原子炉への注水、雨水の浸入、地下水の浸透等により、滞留水が増加している状況にある。そのため、滞留水移送装置にてタービン建屋等にある滞留水を汚染水処理設備のあるプロセス主建屋、雑固体廃棄物減容処理建屋へ移送することにより、水位調整を行っている。</p> <p>また、1～4号機のタービン建屋等への地下水の浸透を減少させるため、サブドレン集水設備を稼働させており、サブドレン水位を段階的に低下させている。</p> <p>一方、本実施計画「Ⅲ第1編第26条（建屋に貯留する滞留水）」の表26-2では、各建屋からの滞留水の漏えいを防止するために、滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水位より低く保つことを<u>施設運用上の基準</u>として定めていることから、サブドレン水位を低下させつつ、当該事項を満足させるため、滞留水とサブドレンの運転管理を次の通り実施する。</p> <p>※本章実施計画「Ⅲ第3編1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について」における「滞留水」とは、特に定めがない場合、本実施計画「Ⅲ第1編第11条（構成及び定義）」に定める建屋に貯留する滞留水をいう。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>1 F 規則改正に伴う記載の適正化</p>